

難病の指定医療機関（指定訪問看護事業所）の 指定申請手続きのお知らせ

- 平成26年5月23日に成立した「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、平成27年1月1日から、指定難病にかかっている患者の方に対する新たな医療費助成制度が始まります。
- 新たな医療費助成制度では、指定難病にかかっている患者の方が、医療費（調剤医療費を含む。）の支給を受けるには、都道府県知事から「指定医療機関」の指定を受けた医療機関・事業所で医療を受けることが必要になります。
- 現在、特定疾患治療研究事業の患者の方が利用されている事業所におかれては、その所在地を管轄する都道府県の担当部局にお問い合わせのうえ、指定の申請手続きを行っていただきますようお願いします。

【指定医療機関（指定訪問看護事業所）の要件】

- ・ 指定訪問看護事業所であること。
- ・ 欠格要件に該当しないこと。

【欠格要件】

- ① 申請者（役員も含む。以下同じ。）が、禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- ② 申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療に関する法律により罰金刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日を経過していない。 等

【指定医療機関の責務】

- ・ 指定医療機関は、診療方針は健康保険の診療方針の例によるほか、厚生労働大臣の定める療養担当規程により適切な医療を行わなければならない。

【申請方法】

- ① 申請書に以下の事項を記入してください。
 - ・ 指定訪問看護事業所の名称、所在地
 - ・ 開設者の氏名又は名称、住所
 - ・ 指定訪問看護事業所である旨（訪問看護ステーションコード）〔添付書類〕 役員名簿
- ② 申請書その他必要書類を医療機関の所在地の都道府県の窓口に提出してください。
- ③ 指定医療機関として指定された場合は、後日、指定通知が送付されます。

難病の指定医療機関（指定居宅サービス事業者等） の指定申請手続きのお知らせ

- 平成26年5月23日に成立した「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、平成27年1月1日から、指定難病にかかっている患者の方に対する新たな医療費助成制度が始まります。
- 新たな医療費助成制度では、指定難病にかかっている患者の方が、医療費（調剤医療費を含む。）の支給を受けるには、都道府県知事から「指定医療機関」の指定を受けた医療機関・事業者で医療を受けることが必要になります。
- 現在、特定疾患治療研究事業の患者の方が利用されている事業者におかれては、その所在地を管轄する都道府県の担当部局にお問い合わせのうえ、指定の申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。

【指定医療機関（指定居宅サービス事業者等）の要件】

- ・ 指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者であること。
- ・ 欠格要件に該当しないこと。

【欠格要件】

- ①申請者（役員も含む。以下同じ。）が、禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- ②申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療に関する法律により罰金刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日を経過していない。 等

【指定医療機関の責務】

- ・ 指定医療機関は、診療方針は健康保険の診療方針の例によるほか、厚生労働大臣の定める療養担当規程により適切な医療を行わなければならない。

【申請方法】

- ① 申請書に以下の事項を記入してください。
 - ・ 指定居宅サービス事業者等の名称、所在地
 - ・ 開設者の氏名又は名称、住所
 - ・ 指定居宅サービス事業者等である旨
（介護保険事業所番号）〔添付書類〕役員名簿
- ② 申請書その他必要書類を医療機関の所在地の都道府県の窓口に提出してください。
- ③ 指定医療機関として指定された場合は、後日、指定通知が送付されます。